

IASBが、果実生成型植物に関するIAS第16号及びIAS第41号の修正を提案

注：本資料はDeloitteのIFRS Global Officeが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。

この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

トーマツ IFRS センター・オブ・エクセレンス

要点

- このEDは、(農産物として繰り返し収穫可能なぶどうの木や油やしのような) 特定の果実生成型植物を、(IAS第41号ではなく) IAS第16号の要求に従って会計処理すること、つまり、基本的に、「売却費用控除後の公正価値」の代わりに「取得原価」で計上することを提案している。
- 提案された変更は、それ自体を使用するのみであり、生きた植物として売却又は農産物として収穫することが意図されていない(生産寿命終了後の付随的な廃棄は除く) 果実生成型植物に限定されている。
- コメント期限は、2013年10月28日である。

このIFRS in Focusは、最近、国際会計基準審議会 (IASB) が公表した公開草案ED / 2013 / 8で提示されているIAS第16号「有形固定資産」及びIAS第41号「農業」の修正案(以下、「本ED」又は「本提案」という)を要約している。

なぜIAS第16号及びIAS第41号の修正が提案されているのか？

IAS第41号は、生物学的変化を反映するためには、「売却費用控除後の公正価値」が最も関連性のある測定属性であることを前提としている。しかし、成熟した果実生成型植物に関しては、もはや重要な生物学的変化は起こらない。そこで、IASBは、そのような資産は、財の製造に使用される機械設備と、形以外はまったく変わらないことを示唆している。そのような理由から、果実生成型植物については、IAS第41号の公正価値測定モデルではなく、IAS第16号と同様の方法で会計処理されるべきであるということが議論されている。

これらの提案は、果実生成型生物資産及び消費型生物資産の両方の生物資産に単一の会計モデルを適

用するのは適切ではないと提案した、アジア・オセアニア基準設定主体グループ (AOSSG) により行われた作業に端を発している。彼らは、IAS第41号のモデルは、消費型の生物資産に関連する生物学的変化に対してのみ、適用されるべきであると主張した。

見解

IASBは、利用者へのアウトリーチで、多くの投資家とアナリストが、公正価値情報を使用せず、その代わりに、植物の収穫高、面積及び年齢などの他の情報に依存していると述べたことに留意した。しかし、2名のIASBメンバーが、本EDの提案について反対票を投じた(2名とも、かつては利用者団体にいた)。彼らは、本提案は、財務諸表の利用者のニーズに適切に対応しておらず、「よりよい解決法は、IASBが、そのような植物が生えている土地の公正価値と組み合わせた果実生成型植物の公正価値を要求することである」と主張した。

本基準の修正案の内容は？

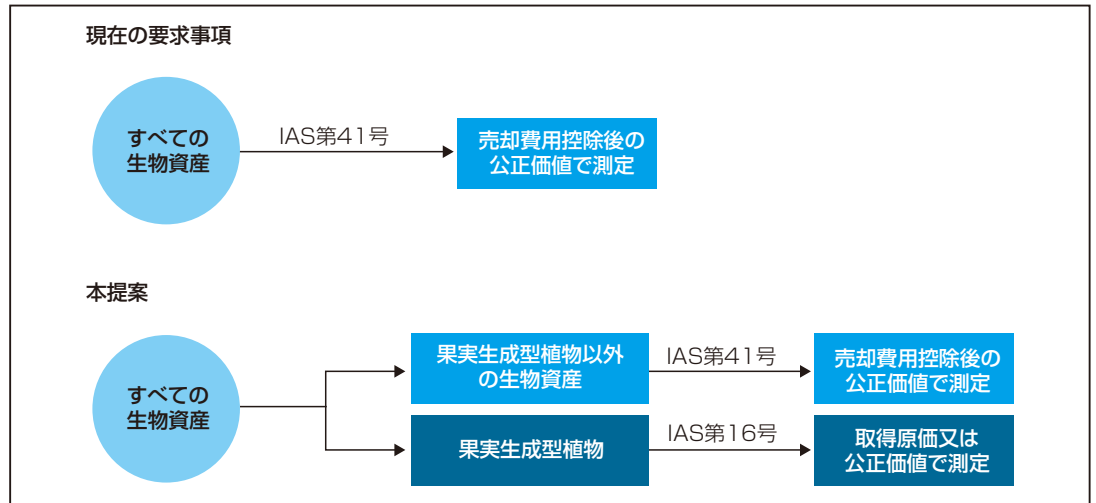
本提案は、一部の果実生成型植物をIAS第41号の適用範囲から除外し、IAS第16号に従って有形固定資産として会計処理することを提案している。IAS第16号の会計処理を適用するには、生物資産が、提案されている以下のすべての「果実生成型植物」の定義に合致しなければならない。

- 農産物の生産又は供給に使用されなければならない
- 1報告期間を超えて生産される
- 生きた植物として売却又は農作物として収穫することが意図されていない(生産寿命後の廃棄物として以外で)

その結果、IASBは、果実生成型植物がIAS第16号又はIAS第41号に従って会計処理されるべ

きかどうかについての潜在的な不明確さを最小限に抑えるために「主たる使用 (predominant-use)

モデル」を棄却し、「代替的な使用がない (no-alternative-use) アプローチ」を採用した。



IASBは、IAS第16号の一般原則は容易に果実生成植物に適用できると考えているため、IAS第16号の適用範囲の修正以外は、重要な修正は提案されていない。

発効日及びコメント期限

本EDは発効日を特定していない。IASBは、本EDについての受領したコメントを検討後、発効日を決定する予定である。

企業は、本提案の要求事項について、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って、遡及適用することを求められている。

本EDのコメント期限は、2013年10月28日である。

見解

IASBは、果実生成型植物は成熟するまで生物学的変化を受け、公正価値測定の原則は、IAS第41号と整合していることを認識している。しかし、IASBは、アウトリーチ活動期間中に投資家及びアナリストと協議し、成長期間中の公正価値情報は少しの価値しかない又は価値がないと述べたことに基づいて、成熟するまでは、果実生成型植物は累積原価で測定されるべきであると提案している。

IASBは、たとえば、企業が、果実生成型植物について、IAS第16号に従って、取得原価と公正価値のいずれかの事後測定の選択を有しているとしても、ほとんどの場合、取得原価を選択することを示唆している。

見解

IASBは、費用対効果の理由から、IAS第16号の本修正は、移行時において、果実生成型植物に関してみなし原価としての公正価値の使用を認めることを提案している。

以上